

必要な医療を安心して受けられるように

## 医療福祉費支給制度（マル福制度） はぐくみ医療費支給制度

「医療福祉費支給制度（マル福制度）」は、妊産婦、小児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障がい者のみなさんに対して、医療費の一部を助成する制度です。市独自事業「はぐくみ医療費支給制度」は、マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、マル福妊産婦対象疾病以外の医療費を助成する制度です。



7月中旬から発送を開始

## 新しい被保険者証（保険証） を送付します

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証は、8月1日に更新となります。特定記録郵便で郵送しますので、届きましたら内容のご確認をお願いします。  
特定記録郵便は、配達の際に郵便受に投函され、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。

種別	対象	対象期間	助成内容	所得制限額※1	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦（産婦人科医などで受診するときのみ有効）	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	本人又は配偶者の所得が630万円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	不要
小児	0～18歳（中学・高校生は入院のみ該当）	出生日～高校3年生の3月31日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	父又は母の所得が630万円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	誕生日の下旬※3
ひとり親	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で、18歳未満の子を監護している親とその子（条件有り）※4 ②両親のいない子	申請の日～子が18歳になった年の3月31日※5	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	親の所得が309万6千円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	6月下旬
重度心身障がい者など	①身体障害者手帳1・2級（内部障がいは3級まで） ②療育手帳のⒶ・A判定（B判定の場合は身体障害者手帳3級保持者） ③障害年金1級 ④精神障害者福祉手帳1級 ⑤65歳以上の人には、①②③④のいずれかに該当し、後期高齢者医療制度に加入した人 ⑥特別児童扶養手当1級に該当する児童	手帳交付月の初日～	保険診療分の医療費	本人の所得が520万9千円未満（扶養1人増で38万円加算）かつ同居する家族の所得が636万7千円未満（扶養1人のときは661万円6千円未満、以下扶養1人増で21万3千円加算）	6月下旬
はぐくみ妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、①所得制限により妊産婦マル福を受けられない人 ②マル福制度対象疾病以外の疾病を助成	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費助成は償還払い※6	なし	不要
はぐくみ0～18歳のお子さん	中学・高校生（外来）、所得制限によりマル福を受けられない0～18歳	出生日～高校3年生相当の3月31日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	なし	誕生日の下旬※3

※1各区分における所得制限額は、定額控除（8万円）を加えた額です。

※2外来・入院の自己負担金について（調剤薬局は除く）は、下記のとおりです。

外来自己負担金…1医療機関につき1日600円（600円未満はその額）・月2回まで

入院自己負担金…1医療機関につき1日300円（月3,000円限度）

※31日生まれの子は、前月の下旬になります。

※4配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族（18歳未満の子がいる場合）もひとり親に準じるものとして認定されます。

※5子が重度心身障がい者などに該当している場合や高校在学中は、申請により20歳まで延長される場合があります。

※6医療機関窓口でいったん支払いを済ませ、診療月の翌月以降に申請が必要です。

■マル福・はぐくみ医療福祉制度は申請により適用されます。申請が遅れたときは、申請月から適用されます。

■交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。

【問】医療保険課（本庁1階）☎24-2103

## 国民健康保険の「被保険者証」

### 社会保険などに加入したとき

国民健康保険証と加入された健康保険証の両方を持参し、国保の喪失手続きを行ってください。

### 世帯主、住所が変更になると

世帯全員の国民健康保険証を持参し、記載内容の変更手続きを行ってください。

### 就学や施設入所のため住民票が筑西市にないとき

在学、入所証明書などを持参し、手続きを行ってください。

### 国保の各種届出などの手続き

各種届出などには、窓口に来る人の身分証明書、世帯主と手続き対象者のマイナンバーがわかるものが必要です。

※届出の内容によって持参いただくものが異なりますので、詳細は問い合わせてください。

【問】医療保険課（本庁1階）☎24-2103

茨城県民健康保険被保険者証 高齢受給者証	有効期限 令和4年7月31日 記号 番号
筑西太郎 氏名 年月日 性別	OO年月日 OO年月日 男
適用開始年月日 世帯主氏名 住所	筑西太郎 茨城県筑西市
交付年月日 交付者の名稱及び印 及 保 険 者 番 号	年月日 令和3年8月1日 茨城県筑西市丙360番地 筑西市 080986
公印	

【有効期限】令和4年7月31日

※次の人には有効期限が異なります

- 誕生日で70歳になる人…誕生日の月末（1日生まれの人は前月末）
- 誕生日で75歳になる人…誕生日前日
- 外国人…在留期間の満了の日
- 保険税の未納がある世帯の人

70歳から74歳の人は、赤文字部分の記載があり、高齢受給者証を兼ねています。

## 後期高齢者医療の「被保険者証」

65歳以上で一定の障がいのある人は後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人（生活保護受給者を除く）が被保険者となります。次の一～四のいずれかに該当する場合、申請することで、認定を受けた日から被保険者となることができます。

①障害年金1級又は2級

②身体障害者手帳1～3級又は4級の一部（音声機能又は言語機能障がい、下肢障がいのうち両下肢のすべての指を欠くもの・一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの・一下肢の機能の著しい障がい）

③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級

④療育手帳Ⓐ又はA

【問】医療保険課（本庁1階）☎24-2103

【問】県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年7月31日 交付年月日 令和3年8月1日	被保険者番号 000000001
被保険者住所 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地	被保険者氏名 後期太郎 男
被保険者生年月日 昭和5年5月5日	被保険者扶養歴年月日 平成20年4月1日
被保険者勤労年月日 平成20年4月1日	被保険者一部負担金の割合 1割
被保険者番号並びに保険者名 39082011	被保険者印 印

新しい被保険者証は緑色です